

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式
 特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自

自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	従来まで毎年の全国規模の大会、交流イベント、2年毎の世界デフゴルフ選手権大会派遣事業（国際交流）を定期的実施し、聴覚障がい者ゴルフ競技による交流事業を開催してきたが、デフリンピックゴルフ競技が新たにできたので、去年に初めてNF登録団体としての活動体制を段階的に構築しているところであり、組織運営に関する中長期基本計画を策定するには至っていない状況。	無し
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	今年から初めて、強化委員会主催のデフリンピック強化指定選手育成事業を行うにあたり、強化委員会担当の若い人材（理事3名、会員1名）が頑張ってもらっている。理事の一部が高齢化が進んでいることから、新陳代謝を図るため、会員皆さんに業務協力をお願いを今後から周知徹底していき、人材を増やしていく。新型コロナウイルス終息後に理事会を開催し、新規人材採用、育成計画書策定について検討し、具体的な計画の策定を行う。またガバナンス、コンプライアンスに詳しい外部スタッフを招いて、理事会メンバーまたはコンプライアンス委員会に入れてもらうことも検討している。	無し
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	今まで事業を行うにあたり、赤字計上しないよう収支計画をしてきたので現在まで大きな赤字には至っていない。今後、助成金活用する機会が増えていることから、現金をストックしていく財務の健全性に関する計画を策定しなければいけない。理事会で財務に関する計画を策定し、公表していきたい。	無し
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在の理事会は男性理事12名、監事1名で構成している。女性会員が少ないこともあり、女性理事就任依頼交渉が難航している。対策として、女性会員増やして、女性理事を1～2名入れていきたい。外部理事を弁護士、税理士、ゴルフ業界関係者を入れることも検討している。	役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	約款上から評議員ではなく、社員となっている。理事会においては外部理事を1名、女性理事1名を初期目標として設定していく。交流事業を通じて、協会の活動目的に理解ある人材と個別交渉していく。	役員名簿、社員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	強化委員会及びアスリート委員会は既に機能しており、意見（問題、対策）を組織運営に活かしている。弁護士に依頼し、アスリート委員会規程を作製していく。	強化委員会規程、強化委員会名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会は適正な規模としている。LINEグループツールを活用して、理事会皆さんの意思を調整して、大きな意思決定をしている。ただ、仕事している理事と仕事していない理事の差があるため、バランスよく業務負担の均一化を徹底していきたい。	役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	ゴルフスポーツ趣向から40歳～70歳の年配者が多く、就任の年齢制限は設定してこなかった。理事会で役員選任に関する規程内容を検討し、作成していく。	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	ゴルフの興味のある聴覚障がい者が限られており、10年以上の理事が数名在任しているが、辞任すると組織運営に大きく支障が出る可能性がある。役員選任に関する規程に当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合は10年以上超えても在任できる事項を盛り込んでいく。	無し
		【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 組織運営及び業務執行上、10年を超えて引き続き在任することが特に必要である理事について、理事会において実績等を適切に評価している。役員候補選考委員会については下記の通り。		理事会議事録
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員候補選考委員会は設置されていない。まずは有識者を確保し、社員数名も含んだ役員候補選考委員会を新たに設置する道筋をつけていく。	無し
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	理事の法令遵守に関する規程はまだ作成されていない。今後、弁護士と一時契約を締結し、法令遵守規程を作成して頂くことを視野に入れている。	無し
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	現在、法人の運営に関する単独規程はコンプライアンス規程だが、法人の運営全体に関しては法務局に登録されているNPO法人約款によって定められている。	NPO法人約款、コンプライアンス規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程はまだ作成されていない。弁護士あるいは行政書士と相談して作成していきたい。	無し
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	現在まで理事の報酬は一度も発生していない。N F 登録に伴い、理事の報酬等に関する規程を弁護士、行政書士と相談して作成していく。	謝金規程
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	N F 登録に伴い、法人の財産に関する規程を弁護士または会計士と相談して作成していく。	無し
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現在、スポンサーは無く、商品販売もされておらず、会費収入に留まっている状況であるが、N F 登録に伴い、法人の財産に関する規程を弁護士または会計士と相談して作成していく。	無し
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手（強化指定選手）の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。選考基準を明確化し、弁護士に法務的に問題ないか確認をして頂いている。ただし、その他の権利保護についてはまだ記載されていない状況。	強化指定選手規程、選考基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	ゴルフ競技は同組メーカーによってスコアを各ホール毎に確認する方法をとっている。但し、ゴルフルールの見解違いによるトラブル発生の場合、ゴルフプロ資格を有する競技委員が介入する調整する方法をとっているため、審判員は採用しない。	無し
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	今後から、規程の整備や法人運営に関する相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認できる体制を構築していく。現在は競争力向上事業の範囲内で、弁護士への相談や問い合わせできるルートを確認している。	無し
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会設置とコンプライアンス規程は用意されているが、コロナ感染拡大懸念により、機能するに必要十分な人材がまだ揃っていない状況で、数名の社員及び弁護士を揃えるにはかなりの時間を要する。	コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	上記の通り。	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	コンプライアンス委員会の構成員（有識者含む）が揃い次第、理事会皆さんにNPO法人の目的、法人運営等も含めコンプライアンス教育講習会を実施したいと考えている。	無し
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手向けのコンプライアンス教育は実施している。	選手行動規範
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	ゴルフにとって審判は自分自身であり、審判員は存在しない。	無し
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	毎年、NPO会計処理においては税理事務所をお願いしてきた。今後は税理士だけでなく、弁護士のサポートを受ける体制を構築していきたい。	無し
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	毎年、NPO会計処理においては財務、経理をきちんと行い、会計報告資料作成は税理事務所をお願いしており、公正な会計原則は遵守している。監事は元大手建築会社勤務で税理に関する資格は持っていないが、財務、経理の処理に必要な帳簿を確認して頂いている。会費収入及び助成金収入から事務所賃貸費、事業経費、助成金対象経費などを差し引く処理内容になっている。	NPO法人会計帳簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	2019年から初めてJPC加盟し、今年から強化学業助成金を受給するため、求められるガイドラインに従い、税理士のサポートを受けた上で適正な経理処理を行う。	JPC加盟申請用紙（提出用）
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。現在は内閣府NPO法人ポータルサイトにおける貸借対照表の公告方法を行っている。	NPO法人会計帳簿
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	デフリンピックゴルフ競技が追加されたので強化指定選手選考を毎年行っている。今年に弁護士に依頼して選考基準の明確化を図り、ウェブサイトで選考基準を公開することになっている。ただし、ウェブサイトの仕様変更にかかる費用が財政的に足りないため、現在のブログ形式を見やすい構成で変更できるかどうかは今後の課題としている。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	カバナンスコード遵守に関するこれから行う初期段階にあるため、弁護士サポート体制、ウェブサイト仕様変更メンテナンス費用の確保など今後の課題として段階的に対応していく。	無し
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	現在まで理事の報酬が発生したことは無く、会費収入、参加料収入による会計処理が中心であり、重要な契約も発生していないため、約款にも利益相反取引を禁止する事項が反映されていなかった。今後デフリンピックゴルフ競技の追加により、助成金利用が毎年発生するに伴い、弁護士サポートを受けて、利益相反取引に関する規程作成だけでなく、約款にも反映させていきたい。	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上記同様の事情により、弁護士サポートを受けて、こういった価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか（利益相反の承認における判断基準）を設けていきたい。	無し
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	今までそのような制度は運用されていない。弁護士サポートを受けて、日本デフゴルフ協会活動状況に踏まえて、それに合致した通報制度の運用に関する規程を作成していきたい。	無し
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	上記同様	無し
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	今年から初めて運用している。ただし、現在のところ強化指定選手に限定している。	処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査を行う際、コンプライアンス委員会による中立性を有するよう処分規程に記載されているが、今後の状況変移によって弁護士サポートを受けて改訂していきたい。	処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	代表選手選考結果に不服の申し立てがあった場合は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう代表選手選考委員会規程で定められてる。今年からこの事態に備えるための弁護士サポート体制も同時に構築していくことにしている。	代表選手選考委員会規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	弁護士サポート体制を整え、次回強化指定選手選考の際に通知していく。	J P C加盟申請用紙（提出用）
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在、そのような体制は整っていないので、有識者を含んだコンプライアンス委員会メンバーを集め、危機管理マニュアル策定から段階的に始めたい。	無し
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	上記同様	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会設置に向けて弁護士と相談していきたい。	無し
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	協会は単一組織であり、地方組織とのつながりは全くない。	無し
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	上記同様	無し